

総務文教常任委員長報告

(H28.3.14)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第 5 9 号議案の平成 2 7 年度亀岡市一般会計補正予算の本委員会所管分について、その主なものは、

総務費では、国の補正予算に盛り込まれた「地方創生加速化交付金」を活用した、森の京都 DMO 地域活性化推進事業経費の計上、京都・亀岡ふるさと力向上寄附金・運用益金の決算見込みによる積立金の増額補正、また、電算管理経費、バス交通関連経費等の精算見込みによる減額補正。

土木費では、大規模スポーツ施設関連事業経費に係る上・下水道事業会計繰出金について、それぞれの会計における事業費精算見込みによる減額補正。

消防費では、消防団員退職報償金等の精算見込みによる減額補正。

教育費では、国の補正予算に伴う、高田中学校改築工事費の増額補正、文化財保護経費の精算見込みによる減額補正 であります。

なお、国の補正予算を受けて実施する事業のほか、関係機関との協議・調整等の状況により、やむを得ず、一部の事業において繰越

明許費が設定されていますが、早期の事業執行を望み、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 6 5 号議案の平成 2 7 年度亀岡市土地取得事業特別会計補正予算については、一般会計による用地買戻しに伴う、市債の繰上償還のための、公債費の増額補正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 6 8 号議案から第 7 5 号議案の平成 2 7 年度亀岡財産区ほか 7 財産区特別会計補正予算については、精算見込みに基づき、財産管理経費等、所要の金額を補正するものであり、8 議案とも、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。